

令和3年度 第11回春日区地域協議会 次 第

日時：令和3年11月26日(金) 午後6時30分から
会場：上越市市民プラザ 第2会議室

全体会1時間 + 分科会1時間

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 議 題

(1) 報告事項

① 公立保育園の民間移管について

【15分】

② 上越市総合体育館の利用料金の改定について

【15分】

(2) 協議事項

○ 自主的審議について

【20分】

1) 前回会議における質問事項について

2) 分科会の設置について

(3) その他

4 そ の 他

(1) 次回開催日の確認

【5分】

- 日時 令和3年 12月 日() 午後6時30分から
- 会場 上越市市民プラザを予定
- 内容 (報告事項) 人口動態について
(自主的審議事項) 各分科会における検討状況について
※ 閉会后、分科会を開催

(2) その他

5 閉 会

(閉会后)

■ 分科会 ■

(1) 審議体制について

① リーダー、副リーダーの決定

(2) 審議

- ① 審議の背景の整理
- ② 審議の方向(目標)の整理
- ③ 審議の進め方の検討

～ 終了した分科会から随時解散 ～

つちはし保育園の民間移管について（報告）

1 移管先法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 みんなでいきる
- (2) 代表者名 理事長 大島 誠
- (3) 所在地 上越市西城町二丁目 10 番 25 号

2 移管の時期

令和 4 年 4 月 1 日

3 運営内容

項目	現 状	移管後
園 名	つちはし保育園	変更なし
定 員	200 人	変更なし
開園時間	平 日：午前 7 時 30 分から午後 7 時まで 土曜日：午前 7 時 30 分から午後 5 時まで	変更なし
休 園 日	日曜日、祝日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	変更なし
特別保育	延長保育、一時預かり保育、障害児保育、 地域活動事業	変更なし
受入年齢	おおむね生後 3 か月から	変更なし
給 食	自園調理方式	変更なし

4 合同・引継保育の状況

- ・令和 3 年 4 月 1 日から、移管先法人の園長予定者（1 人）、保育士（5 人）、調理員（2 人）が つちはし保育園において業務を実施中。業務を通じて、市職員から つちはし保育園の園児の様子、運営内容、行事等の引継ぎを受けている。
- ・保育業務においては、市職員と移管先法人職員が一丸となって日常保育や行事等に取り組み、引継ぎを進めているほか、園長予定者を中心として移管後の保育内容や行事等についても検討を進めている。
- ・調理業務においては、通常の調理業務の引継ぎのほか、特殊な状況への対応を経験する等、順調に引継ぎを行っている。

5 今後の予定

- ・令和 3 年 12 月 在園児保護者への報告
- ・令和 3 年 12 月 上越市保育所条例の改正（公立として 4 園を廃止）を市議会に提案
- ・令和 4 年 2 月 新入園児保護者への説明
- ・令和 4 年 3 月 引継式、合同・引継保育終了
- ・令和 4 年 4 月 民間移管

春日保育園の民間移管について（報告）

1 移管先法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 上越妙高福祉会
- (2) 代表者名 理事長 飛田 尚文
- (3) 所在地 上越市下門前 1930 番地

2 移管の時期

令和4年4月1日

3 運営内容

項目	現 状	民間移管後
園 名	春日保育園	かすが保育園
定 員	236 人	変更なし
開園時間	平 日：午前7時30分から午後7時まで 土曜日：午前7時30分から午後5時まで	平日、土曜日、日曜日： 午前7時から午後7時まで
休 園 日	日曜日、祝日 12月29日から翌年1月3日まで	なし（365日開園） ※日曜、祝日、年末年始の保育 は事前申込みが必要
特別保育	延長保育、障害児保育、地域活動事業	変更なし
受入年齢	おおむね生後3か月から	変更なし
給 食	自園調理方式	変更なし
そ の 他	子育てひろば	変更なし

4 合同・引継保育の状況

- ・令和3年4月1日から、移管先法人の園長予定者（1人）、保育士（5人）、調理員（2人）が春日保育園において業務を実施中。業務を通じて、市職員から春日保育園の園児の様子、運営内容、行事等の引継ぎを受けている。
- ・保育業務においては、クラスを越えた保育士の交流を行うなど、移管に向けて園全体で引継保育に取り組んでいる。
- ・調理業務においては、移管先法人の調理員が移管後を見据えて業務に取り組んでおり、課題を一つひとつ解決しながら引継を行っている。

5 今後の予定

- ・令和3年12月 在園児保護者への報告
- ・令和3年12月 上越市保育所条例の改正（公立として4園を廃止）を市議会に提案
- ・令和4年2月 新入園児保護者への説明
- ・令和4年3月 引継式、合同・引継保育終了
- ・令和4年4月 民間移管

上越市総合体育館の利用料金の改定について

1 概要

上越市総合体育館の大規模改修工事により、新たに冷暖房設備を設置すること等に伴い、施設の維持管理経費の増額が見込まれることから、受益者負担の適正化を図るため、利用料金を改定するもの

2 主な変更内容

- ・令和 2 年 4 月の前回改定時と同様に、受益者負担の適正化の方針に基づき、施設利用料金及び附属設備利用料金を改定する。(利用者の負担が過度にならないよう激変緩和措置を適用。)
- ・冷暖房設備及び照明設備は、改修後の利用形態を踏まえ、附属設備利用料金としては設けず、施設利用料金に組み込む。

(1)施設利用料金（上限額）

諸室	区分		単位	現行	変更後
競技場	占用利用		1 時間	1,530 円	2,480 円
	供用利用	一般	1 人 2 時間	310 円	500 円
			1 人 1 か月	1,240 円	2,000 円
		中学生以下	1 人 2 時間	160 円	250 円
			1 人 1 か月	640 円	1,000 円
卓球場・柔剣道場	占用利用		1 時間	460 円	560 円
	供用利用	一般	1 人 2 時間	230 円	280 円
			1 人 1 か月	920 円	1,120 円
		中学生以下	1 人 2 時間	120 円	140 円
			1 人 1 か月	480 円	560 円
ミーティングルーム	占用利用		1 時間	410 円	500 円
本部室	占用利用		1 時間	110 円	140 円

(2)附属設備利用料金（上限額）

諸室	区分	単位	現行	変更後
競技場	照明設備	1 時間	720 円	—
	放送設備	1 時間	110 円	110 円
	温水シャワー	1 人 1 回	110 円	110 円

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

4 その他 上記の料金改定に係る条例改正案は、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に提案する予定

<参考> ー利用料金の算定例ー

- 改修後の維持管理経費の二分の一を施設全体の利用料金収入で賄うことを目標として算定（現行利用料金の約 1.27 倍が必要）
- 施設利用者の負担が過度にならないよう激変緩和措置（1.1 倍～1.2 倍程度）を適用

算定例

競技場 1 時間当たり 現行利用料金（照明込み） 1,530 円 + 720 円 = 2,250 円
改定後（照明 + 冷暖房込み） 2,250 円 × 1.1 倍 ≒ 2,480 円

上越市総合体育館等大規模改修工事の概要

1 施設概要

- (1) 施設名称：上越市総合体育館
- (2) 所在地：上越市木田 1-17-33
- (3) 建設年：昭和 54 年 10 月（築 42 年）
- (4) 構造：RC 造（鉄筋コンクリート）及び S 造（鉄骨）、3 階建 延床面積 4,955 m²
- (6) 利用状況

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	3 か年平均
件数（件）	2,378	2,163	2,111	2,217
人数（人）	93,359	95,503	76,716	88,526

※件数は占用利用分

2 工事概要

- (1) 建築工事
 - ・屋上防水シート張替え（経年劣化によるシートの張替）
 - ・外壁タイル洗浄（タイルの張替え及び全体洗浄）
 - ・アリーナ窓内部壁設置（走路脇ガラスに断熱壁を設置）
 - ・壁・天井部分張替え（老朽化による張替・塗装）
 - ・トイレ全面改修
 - ・エレベーター改修
 - ・外構工事 他
- (2) 電気設備工事
 - ・アリーナ照明 LED 化 他
- (3) 機械設備工事
 - ・アリーナ空調設置（輻射式冷暖房機の設置）
 - ・卓球場・柔剣道場空調設置（吊り天冷暖房機の設置） 他
- (4) 供用開始予定日
令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年 3 月竣工予定）

（令和 3 年 11 月 26 日現在）

防災士について

○ 防災士とは

防災に関する一定の知識、技術を持ち、地域の防災力向上に向けた活動のリーダー役を担う人。NPO法人日本防災士機構が認定。

○ 求められる役割

日常的な啓発活動から長期の避難所生活での衛生管理など、防災に関する幅広い分野で活躍が期待されている。

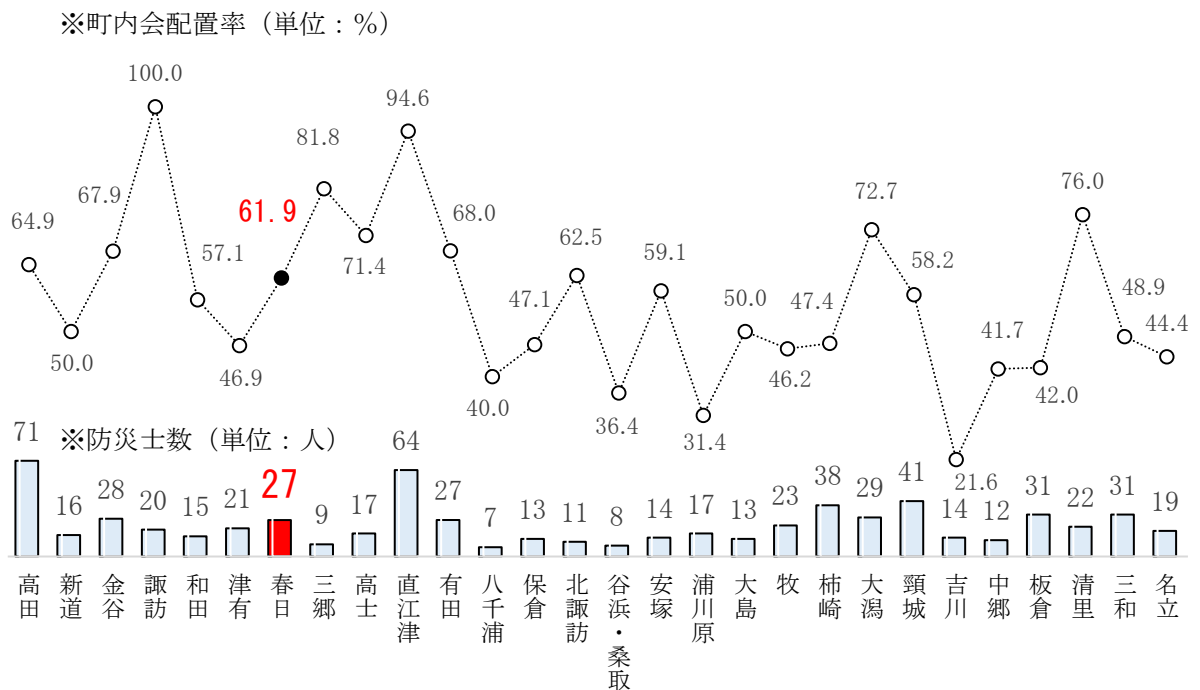
○ 上越市の取組

防災士資格取得の機会として養成講座を開催し、防災士を養成している。

○ 上越市防災士会について

防災士が互いに連携を図る等の目的により発足した団体。市と連携し地域防災力向上のために活動している。

○ 防災士数および町内会配置率（地域自治区別）



※春日区データ
(独自分析)

区分	数値	平均	順位
配置率	61.9 %	56.8 %	11位
防災士数	27人	24人	9位
1人あたり人口	786人	267人	28位

(注意) 防災士数は、市で把握できている人数

出所：市HP、市民安全課、市民課

審議内容記録シート

【観光分科会】

(令和 年 月 日現在)

テーマ	春日山城跡の観光振興策について
審議の背景	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国指定の史跡であり、日本百名城にも数えられているが、観光地として十分に活用されていない。 ➤ 保存や整備について市は消極的だと感じる（春日山城跡保存整備促進協議会に頼り過ぎている）。 ➤
審議の方向 (目標)	目標① … 観光地としての魅力向上 目標② … 市民を巻き込んだ環境整美 目標③ …
審議の 進め方	(対応策の決定に向けて取り組むこと) ・ ・ ・ ・ ・
対応策	(<input type="checkbox"/> 団体連携 <input type="checkbox"/> 元気事業 <input type="checkbox"/> 採択方針 <input type="checkbox"/> 意見書 <input type="checkbox"/> その他) ・

※ 全体会での報告資料作成のため、分科会終了後に事務局に提出（または提示）してください。

審議内容記録シート

【安全・安心分科会】

(令和 年 月 日現在)

テーマ	安全・安心に暮らせる春日区とする方策について
審議の背景	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時の避難支援体制や避難所の状況などについて、理解が進んでおらず、適切な避難行動が行われるか不安がある。 ➤ 積雪によって歩道が使用できなくなることがあり、児童・生徒や高齢者等の安全確保に支障がある。 ➤
審議の方向 (目標)	<p>目標① … 地域の防災体制の充実</p> <p>目標② … 積雪時の歩道の確保等</p> <p>目標③ …</p>
審議の 進め方	<p>(対応策の決定に向けて取り組むこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・
対応策	<p>(<input type="checkbox"/>団体連携 <input type="checkbox"/>元気事業 <input type="checkbox"/>採択方針 <input type="checkbox"/>意見書 <input type="checkbox"/>その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・

※ 全体会での報告資料作成のため、分科会終了後に事務局に提出（または提示）してください。

審議内容記録シート

【福祉分科会】

(令和 年 月 日現在)

<p>テーマ</p>	<p>あらゆる世代が心豊かに暮らせる春日区とする方策について</p>
<p>審議の背景</p>	<p>➤ 町内会行事に参加する人が少なくなっている（⇒地域との関わりの弱化）。また、コロナ禍により地域の交流の機会が減少している。</p> <p>➤</p> <p>➤</p>
<p>審議の方向 (目標)</p>	<p>目標① … 世代間交流の推進</p> <p>目標② …</p> <p>目標③ …</p>
<p>審議の 進め方</p>	<p>(対応策の決定に向けて取り組むこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・
<p>対応策</p>	<p>(<input type="checkbox"/>団体連携 <input type="checkbox"/>元気事業 <input type="checkbox"/>採択方針 <input type="checkbox"/>意見書 <input type="checkbox"/>その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・

※ 全体会での報告資料作成のため、分科会終了後に事務局に提出（または提示）してください。